

利益相反自己申告制度の 変更について

—研究インテグリティへの対応—

(2022.3)

利益相反・輸出管理マネジメント室

利益相反アドバイザー・准教授 新谷由紀子

背景

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例：米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長チャールズ・リーバー教授（DOD、NIHの研究員も兼任）及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして、リーバー教授は年に9か月以上武漢理工大で働き、国際協力プロジェクトの計画、若手教員や博士課程の学生の育成、国際会議の開催、武漢理工大の名義での特許申請や論文発表を義務付けられたとされている。（2021.12.21米ボストン連邦地裁陪審団有罪評決（朝日新聞朝刊（2021.12.23）））

※「千人計画」：中国人帰国政策の1つとして2008年に開始されたが、2011年より外国人も対象とし、多額の研究資金や給与等を提供することで、国外の優れた研究者を中国に招致し、国外の最先端技術等の入手を試みている。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例：カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

研究インテグリティとは

- **研究インテグリティ (Research Integrity)** = 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、**研究の健全性・公正性** (研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者・研究組織としての「規範」)
(対応策として・・・)
- 米国：国立科学財団 (NSF) の委託により、科学助言グループ JASON が、研究上の責務相反や利益相反の開示を研究インテグリティに含めること、完全な開示のための透明性の向上と条件の明確化等を提言 (2019年12月)。

具体的に何をするのか：統合イノベーション戦略推進会議決定事項

- **研究資金配分機関等**：国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性を確保するために必要な情報の提出を求めるとともに、全ての研究活動に係る透明性を確保するために必要な情報について、関係規程等に基づき**所属機関に適切に報告している旨の誓約**を求める。
 - **大学・研究機関等**：大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（**職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方**）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行う。
 - **研究者**：研究活動の国際化、オープン化に伴う新たな**リスクを認識**した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、**所属機関及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告・申告**
- ➡ 令和4年度中に**大学**の利益相反規程整備等の取組状況について調査し、公表する。

大学が把握しなければならない情報（内閣府提示）①

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）の情報の把握
- 所属する研究者・職員の職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援の情報の把握
- 外国の機関・大学等との連携・契約における覚書（Memorandum of Understanding: MOU）等の書面や参加メンバー等の把握
- 外国の機関・大学等からの補助金や助成金、報酬（奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等）、物品の提供の把握

大学が把握しなければならない情報（内閣府提示）②

- 外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化がないかを把握
- 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携の把握
- 所属する研究者・職員の特定の外国への長期の出張や高頻度な出張の場合の内容・目的の把握
- 外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を把握

ただし、特定の外国を名指しして管理を行うのではなく、技術流出等を念頭に置きながら国内外全般に透明性の底上げを図り、研究の健全性と公正性（研究のインテグリティ）を確保する。

国立大学法人筑波大学利益相反規則の改正

| | |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 随時報告の追加 | ・ これまで年1回の報告のみであったものを事案のつど報告を求める（修正報告もあり） |
| 2. 企業等の範囲の拡大 | ・ 報告の対象を <u>株式等の保有を除いて本学と契約関係にある企業等</u> という条件を外し 全ての企業等に拡大 |
| 3. 個人的な利益の範囲の改定 | ・ 兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて、 <u>企業等からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは金額にかかわらず全て対象とする</u> |
| 4. 職員又は役員の本人以外の分について報告義務の改定 | ・ これまで本人以外の報告の対象を「生計を一にする二親等以内の親族」としていたのを「 生計を一にする一親等以内の親族 」に改め、かつ、当該義務を 株式等の保有の場合に限る こととした |
| 5. 施行期日 | 令和4年4月1日 から施行する |

自己申告書イメージ

平成30年10月26日
 改正：令和4年 月 日
 研究担当副学長決裁

年 月 日

自己申告書

学 長 殿

所 属 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- 1 申告対象期間 年4月1日～ 年3月31日（種別：新規/変更）
- 2 産学官連携活動等に係る個人的な利益の内容（株式等の保有に限り関係者及び年計を1にする。欄等内の欄外を含む。）

| 企業等の名称及び住所 | 個人的な利益の内容 | | | | | | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------|---------------------|-----|---------------|-----|
| | A: 国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第1号に該当する場合（従業員等の個人的な利益の場合：合計100万円以上） | | | | | | |
| | 利益の種類（該当するものに○を付す。） | | | | | | |
| | 金額 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>賞与によるもの</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>研究成果の実施料若しくは発注によるもの</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>給与の全部又は一部の支払い</td> <td>(円)</td> </tr> </table> | 賞与によるもの | (円) | 研究成果の実施料若しくは発注によるもの | (円) | 給与の全部又は一部の支払い | (円) |
| 賞与によるもの | (円) | | | | | | |
| 研究成果の実施料若しくは発注によるもの | (円) | | | | | | |
| 給与の全部又は一部の支払い | (円) | | | | | | |
| | B: 国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第2号に該当する場合（本学と契約関係にある企業等の株式等の保有の場合） | | | | | | |
| | 利益の種類（該当する場合に○を付す。） | | | | | | |
| | 株式等の種類・保有数等（持分の場合は金額）及び株式等保有率の企業等と本学との関係を記入する。 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>株式等の保有</td> <td> 申告者（本人）： 配偶者及び年計を1にする一親等内の親族： 本学と企業等との関係： </td> </tr> </table> | 株式等の保有 | 申告者（本人）： 配偶者及び年計を1にする一親等内の親族： 本学と企業等との関係： | | | | |
| 株式等の保有 | 申告者（本人）： 配偶者及び年計を1にする一親等内の親族： 本学と企業等との関係： | | | | | | |
| | C: 国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第3号に該当する場合（法人の管理下にないものであって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの場合：金額の下限はない。） | | | | | | |

| 利益の種類（該当するものに○を付す。） | 金額等（物品又は役務の場合はその名称若しくは内容と推定金額を記入する。） | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|-----|--------------------|-----|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | <table border="1"> <tr> <td>補助金・助成金等のすべての研究資金</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>奨励金</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>賞金</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>出張費</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>講演料</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>執筆料</td> <td>(円)</td> </tr> </table> | 補助金・助成金等のすべての研究資金 | (円) | 奨励金 | (円) | 賞金 | (円) | 寄附金 | (円) | 出張費 | (円) | 講演料 | (円) | 執筆料 | (円) |
| 補助金・助成金等のすべての研究資金 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨励金 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞金 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 出張費 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 講演料 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| 執筆料 | (円) | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>物品</td> <td> 名称若しくは内容： (円相当) </td> </tr> <tr> <td>役務</td> <td> 名称若しくは内容： (円相当) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 具体的に： (円(相当)) </td> </tr> </table> | 物品 | 名称若しくは内容： (円相当) | 役務 | 名称若しくは内容： (円相当) | その他 | 具体的に： (円(相当)) | | | | | | | | |
| 物品 | 名称若しくは内容： (円相当) | | | | | | | | | | | | | | |
| 役務 | 名称若しくは内容： (円相当) | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 具体的に： (円(相当)) | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第2項の「報告したものに虚偽があったと定む」に該当する場合（提出済みの自己申告書の上記の欄に訂正を入れたうえで、以下の左欄に○印を付し、右欄に個人的な利益の追加、金額の変更、株式等の保有数の変更・売却など、具体的に変更の内容を記載する。） | | | | | | | | | | | | | | | |

(円)

1. 本様式の「A」（従業員、実務料等、給付）及び「B」（株式等）は、これまでも個人的な利益とされてきたものを意味します。これに対して「C」は、令和3年の改正により新たに追加されるものです。役務については詳細は2.に記載されていますが、企業等から職員等に対して提供される法人の管理下にない設備、物品若しくは役務等によって職務に關連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものに限定されますので、研究資金、奨励金、賞金、寄附金等のほとんどは対象外となるものと見られます。報告すべき個人的な利益は次のとおりです。
- 「A」の欄内：当該年度中企業等から得るこれらの個人的な利益（従業員、実務料等、給付）が合計100万円以上となることか予定される場合に限り、既記の定款等のための100万円未満になる場合については報告の必要はありません。「B」の企業等の場合のみならず、職務の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度中にこれらの企業等から得た利益の合計が100万円以上である場合を含みます。）

A：国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第1号に該当する場合（兼業報酬等の個人的な利益の場合／合計100万円以上（複数の企業等の分を合計して100万円以上の場合を含む。））

| 利益の種類（該当するものに○を付す。） | 金額 |
|---------------------|-----|
| 兼業によるもの | (円) |
| 研究成果の実施料若しくは売却によるもの | (円) |
| 給与の全部又は一部の支払い | (円) |

B：国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第2号に該当する場合（本学と契約関係にある企業等の株式等の保有の場合）

利益の種類（該当する場合に○を付す。）

株式等の種類・保有数等（持分の場合は金額）及び株式等保有先の企業等と本学との関係を記入する。

株式等の保有

申告者（本人）：

配偶者及び生計を一にする一親等内の親族：

本学と企業等との関係：

C：国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第1項第3号に該当する場合（法人（＝筑波大学）の管理下でないものであって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの場合／金額の下限はない。）

| 利益の種類（該当するものに○を付す。） | 金額等（物品又は役務の場合はその名称若しくは内容と推定金額を記入する。） | 利益の種類（該当するものに○を付す。） | 金額等（物品又は役務の場合はその名称若しくは内容と推定金額を記入する。） |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 補助金・助成金等のすべての研究資金 | (円) | 物品 | 名称若しくは内容： |
| 奨励金 | (円) | | (円相当) |
| 賞金 | (円) | 役務 | 名称若しくは内容： |
| 寄附金 | (円) | | (円相当) |
| 出張費 | (円) | その他 | 具体的に： |
| 講演料 | (円) | | |
| 執筆料 | (円) | | (円(相当)) |

法人の管理下でないものであって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものとは？

- 民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、本学では教員個人から学長あてに教寄附してもらい本学でその経理を行う取扱いとしているので本学の管理下にあることになる。
- 企業等からの依頼を受けて講演や原稿執筆を行う場合、本学に兼業の届を提出していれば本学の管理下にあることになり、Aの「兼業報酬」として報告することになる。
- 兼業にあたらぬ原稿執筆によりの謝金を受け取った場合については、職務外に行かたて、このよるの原稿執筆はそれぞれ分野において長年にわたり広く慣行として行われていて、これによるの原稿執筆は職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないため報告義務の対象外となる。



- 実際には、企業等からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、実務等の受入れは稀なケースであり、ほとんどは本学の管理下にあると考えられる。

職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの具体的事例

- **職務に関連するもの**：外国政府の関連機関等から教員が大学で行う研究のための資金や設備などの提供を受けることなどが想定される。このほか、企業等から研究設備の提供を受けて研究室で使用していたが、寄附等の手続を取ることを失念していた場合なども含まれる。
- **職務の信頼性を損なうおそれのあるもの**：外国政府の関連機関等や外国の大学で何らかの役職につきその給与を受けている場合（間接的には職務に関連している場合もあるが、形式的にはしない）や、これらの機関等から高額の贈与品などを受けている場合などで、これらにより第三国の政府機関への技術流出が懸念されることによつて国際的な信用の低下につながるおそれのある場合。

◎国立大学法人筑波大学利益相反規則第10条第2項の「報告したものに変更があったとき」に該当する場合（提出済みの自己申告書に訂正を入れたうえで、以下の左欄に○印を付し、右欄に個人的な利益の追加、金額の変更、株式等の保有数の変更・売却など、具体的に変更の内容を記載する。）

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

利益相反自己申告書の変更時期と利益相反自己申告システムの稼働時期について

1. 2022年5月末までに提出するもの（2021年度分の申告）については現在使用している利益相反自己申告書を使用する。
2. 随時報告については2022年4月1日から開始する。ただし、この利益相反規則の改正に対応する自己申告システムが稼働するのは2022年12月1日（予定）からのため、2022年4月1日～2022年11月30日までは利益相反・輸出管理マネジメント室のウェブサイトから自己申告書の様式をダウンロードしてEメールで提出する（各系等経由）。

→<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/regulation/>

お問い合わせ先

- E-mailでお願いします。

shinya.yukiko.gu@u.tsukuba.ac.jp

利益相反アドバイザー 新谷由紀子

参考文献

- 統合イノベーション戦略推進会議決定「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（2021.4.27）
- 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）」（2021.12）
- チェックリスト雛形：研究者向け（2021.12.17版）
- PwCあらた有限責任監査法人「研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析報告書」（2021.3）
（以上、すべて以下のURLに掲載）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>